

訪問看護（介護・介護予防訪問看護）契約書

「
様」（以下、「利用者」という。）と、「社会福祉法人道
理事長 柴田 恵子」（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う指定訪
問看護・指定介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」という。）について、次のとおり契約
します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して、可
能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、
訪問看護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 年 月 日 から、利用者の要介護認定また
は要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がな
い場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問看護の担当者）

第3条 事業者は、訪問看護の担当者（以下、「担当者」という。）として、看護師である
職員を選定し、適切な訪問看護に努めます。

2 事業者は担当者を選定、又は交代を行った場合は利用者にその氏名を報告します。

3 事業者は、担当者に対して専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってそ
の職務を遂行するよう指導します。

（訪問看護の内容の変更等）

第4条 利用者が訪問看護計画の変更を希望した場合、又は、事業者が訪問看護計画
の変更を必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意をもって訪問看護計画を
変更します。

(サービス提供の記録等)

第5条 事業者は、訪問看護の実施ごとに事業者が作成した所定の記録書にサービスの内容等を記入し、この契約の終了後、2年間保存します。

- 2 事業者は、利用者の希望、主治医の指示及び利用者の心身の状況等をふまえて、療養上の目標、当該目標を達成するため「訪問看護計画書」を作成します。

(利用者負担金及びその滞納金)

第6条 サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書に記載するとおりとします。なお利用者負担金は、関係法令に基づいて決めているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。

- 2 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合、事業者はさらに1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料が支払われない場合は、契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたとき事業者は、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合はこの契約を文書により解除することができます。
- 5 利用者は介護保険法令に基づいて保険給付を償還払い（一旦利用者が事業者に対して全額を支払い、その後利用者は市町村から9割分の払い戻しを受ける支払い方法）で受ける場合には事業者に対して利用料の全額を支払います。
- 6 事業者から提供される訪問看護サービスが、介護保険の適用を受けない場合、利用者は事業者に対し利用料の全額を支払います。
- 7 事業者は請求書を翌月の中旬までに発行します。
- 8 利用料は翌月27日に指定口座より引き落とし、領収書を発行します。
- 9 利用者は、居宅において事業者が訪問看護を実施するために使用する水道、ガス、電気、電話、その他必要な衛生材料等の費用を負担します。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は事業者に対して、いつでも一週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。ただし利用者の、急な入院など正当な理由がある場合は、一週間内に予告期間でもこの契約を解約することができます。

（事業者の解除権）

第8条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、この契約を解除することができます。

（契約の終了）

第9条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約を終了するものとします。

- （1） 第2条により、利用者から事前に更新の合意がなされず契約の有効期間が満了したとき
- （2） 第7条の利用者から契約解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- （3） 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- （4） 次の理由で利用者にサービスが提供できなくなったとき
 - ① 介護保険施設や医療施設に入所したとき
 - ② 利用者について要介護認定が受けられなかったとき
 - ③ 利用者が死亡したとき

（損害賠償）

第10条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

（秘密保持）

第11条 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については第3者に漏らすことはありません。
2 予め文書により利用者の同意を得た場合は前項の規定にかかわらず一定の条件のもとで情報提供することができます。

（苦情対応）

第12条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門委員、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

（契約外条項）

第13条 この契約及び保険法等の関係法令で定められていない事項は介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

2 この契約書は、介護保険に基づくサービスだけを対象にしたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には別途契約が必要になります。

（信義誠実の原則）

第14条 利用者及び事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

（裁判管轄）

第15条 利用者及び事業者は、本契約に関し訴訟となる場合は利用者の住所地の裁判所を第一審管轄裁判所として予め合意します。この契約を証するため、本書二通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者	(事業者名)	社会福祉法人道
	(住所)	彦根市高宮町 9 0 7 - 1
	(代表者名)	理事長 柴田 恵子
事業所	(事業所名)	訪問看護ステーションふれんず
	(事業所所在地)	彦根市高宮町 9 0 7 - 1
	(事業所責任者名)	管理者 吉田幸恵

利 用 者

(住 所) _____

(氏 名) _____

利用者代理

(住 所) _____

(氏 名) _____